

英国の宗教教育行政の現状と課題 － SACRE の機能を中心に－

小幡 啓靖

はじめに

本稿は、現在の英國¹の公立学校における宗教教育の現状を、特に教育行政の視点から紹介することを目的にしている。英國の宗教教育自体については、既に柴沼晶子によって、公立学校の宗教教育の内容を定めたAgreed Syllabusの分析、1988年教育改革法以降の宗教教育の現状などいくつかの紹介がなされており²、とりわけ現状に至るプロセスを知る上で、本稿もその先行研究から多くの示唆を得ている。ただ、一方で日本でその総体を捉えるにはより多くの研究の蓄積が求められており、とりわけ日本への応用をも視野に入れる場合、その現状を可能にした教育行政システムへの着目も求められる。本稿はその意味で先行研究と対立的な論点を提示するものではなく、特に公立学校の宗教教育を考える際に大きな意味を持つと思われる SACRE (Standing Advisory Council for Religious Education) の意義を考察することによって、英國の宗教教育に関する先行研究を補完したいという意図を持っている。

本稿における記述のもとになっているのは、SCAA (School Curriculum and Assessment Authority) 発行の各地域の SACRE の分析レポート、及びインターネット上で公開されている OFSTED (Office for Standard Education) の学校視察のレポートなどの資料、また OFSTED とロンドン近郊の 4 つの L E A とを訪問し、宗教教育の inspector にインタビューをした成果である。インタビューの際に、その地域の AS や SACRE のレポート、SACRE の議事録などの提供も受けたため、それらを参照した点もある。

日本で公立学校における宗教教育が議論になる時、多くの場合、その教育学的意義を強調して導入を期待する立場と、憲法 20 条 3 項を踏まえそれを不可能とする否定的な立場とが平行線をたどることが多く見られる。しかし、以下に見る英國の事例は、これまで日本での議論に見出されにくかった、両者の立場を調整するためのシス

テム作りという、新たな視点を提供してくれるようと思われる。本稿が、宗教教育の内容の紹介については十分に記述しないのは、柴沼の研究がが質、量ともに豊富であるということ以上に、正にそのことに力点を置きたいと考えたからである。

1. 英国宗教教育の現状

英國の教育の現状を捉える際に、1988 年教育改革法の影響を無視することは出来ない。宗教教育においてもそれは同様であるが、それを考察するためには、英國の公立学校の宗教教育におけるいくつかのメルクマールを踏まえておく必要がある。柴沼の整理に従いながら、次のような点に着目する。

その一つは、1944 年法の規定である。1944 年法は、全ての公立学校における毎日の集団礼拝 (collective worship) と宗教教育 (religious instruction) の実施を定め、同時に、その集団礼拝は非宗派的なものであること、宗教教育の内容は特定宗派の教義を含まない合意教授項目 (Agreed Syllabus:AS) に基づくものであること、この AS の作成のために地方教育当局 (L E A) は、AS 協議会 (Agreed Syllabus Conference) を招集しなければならないことを規定した³。英國では、1870 年法以来、L E A によっては既に宗教教育を実施しており、そこでは宗教教育の内容を定める際に同様のプロセスが取られていた。1944 年法では、それを英國全域で行うよう規定されたのである。この時、AS 協議会にはその地域の代表的宗派 (非国教会)、英國国教会、地域の教員組織、L E A の代表委員が集まり、全会一致を条件にシラバスを協議することが定められていた⁴。

もう一つは、こうして定められるようになった AS の内容自体に、1960 年代に入って改訂が施されたことである。それはシェフィールド大学による宗教教育の実態調査に端を発しているとされる。この調査で指摘されたのは、当時の AS の内容および量が生徒の理解度を越えているこ

と、教義的アプローチをとることによって「超現世的」な傾向があること、教会史の中での偉大なキリスト教徒の羅列で満足し生徒の生活経験や興味関心に無関心であることなどであった。調査自体は、実際のところ、各地域の AS の内容を的確に捉えたものはなかったという評価もある。多くの地域で採択された AS を分析すると、むしろそこに示された宗教教育の目標は「単に知識を与えることでなく、キリスト教的な生き方—神の人間への愛を知り、その神の愛に応え、神を愛し人を愛する生き方—を学ぶこと」とされ、さらに「神の愛に応える方法として、礼拝、祈り、感謝、宥め、奉仕、両親への従順などをあげ、生徒の現在の日常生活の中でキリスト教的な生き方を考えさせる主題も含んで」いたからである。ただ、柴沼が指摘するように、社会の世俗化と異民族・異教徒の増加に伴いキリスト教のみでは宗教教育を行い得ない現実があったことと、宗教の定められた教義とは異なる真理への自由な探究としての宗教教育 (openended faith) が教会内からも提唱されたことが相まって、AS 改訂の動きが進められることになったようである。そして結果的に、「生徒の宗教や人生に対する広い視野と深い洞察力を養うことによって、生徒自身の生き方を自ら決定させようとする」宗教を目指した AS が生まれるようになったのである。

1988 年教育改革法を、こうした前史と関連づけると次のようにになる。

まず、1944 年法における公立学校での宗教教育を義務づけた（必修とした）ことは踏襲された。

しかし、従来は宗教教育が「唯一の」必修科目であったことを考えると、「ナショナルカリキュラムとともに基礎カリキュラムを構成する」という新しい位置づけは、人々の宗教教育の重要性に対する意識の変化を予想させる。周知の通り、英国にはじめてナショナルカリキュラムを導入したことは、1988 年法の最大の改革点の一つであった。宗教教育が、このナショナルカリキュラムによって規定されなかつたことは、画一的な教育内容につながらないという英國教育の「よき伝統」を保持したものと考えられる一方で、社会全般の人々の意識に、相対的な位置づけが低下したという印象を与えたとも考えられるからである⁵。本稿ではのこと自体への評価は下さないが、以下で見るような「ナショナルカリキュラムに規定されなかつたことの意義」と併せて、念頭に置いておく必要があろう。

引き続き各 L E A に宗教教育の内容が任される中で、AS の作成に際して協議会を設置するという義務づけも踏襲された。この点も、1944 年法（あるいはそれ以前）か

らの、宗教教育の内容を決定付けるプロセスに変化はなかったと言える。最大の変更点は、従来は任意設置であった SACRE (Standing Advisory Council for Religious Education) が、この 1988 年法以降、必置になったことである。

宗教教育の内容としては「英國の宗教的伝統が主としてキリスト教であるという事実を反映させること」と「英國の代表的な他の宗教の教義や実践に配慮すること」とが併せて求められている。これは先の 1960 年法以降の改訂の影響を示している。

世俗化の中で教義を広く捉えながら題材を求めて行くオープンアプローチは、宗教教育に新しい意味をもたらした一方で、その内容を広げるがゆえにかえって宗教教育の存在意義を薄め、宗教教育それ自体の意味を見失わせる傾向にあった。そのため宗教教育は現実には、「唯一の必修科目でありながら実際には最も軽視された科目となっていた」ようである。まさにこの点が 1988 年法の規定で改められた。具体的には、全カリキュラムの 5%（1 週間に 1 時間程度）の「宗教教育」の時間を確保し、その 50%がキリスト教、残りの 50%が他宗教を扱う時間とされた。この規定を受けて、各キーステージに応じて、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教、シーア教、仏教、及びヒューマニズムの教育内容が定められている。宗教の時間では、教義・歴史の学習のみでなく、それぞれの経験を意見交換する機会も準備されている。

また、この規定には二つの論点が含まれている。一つは、キリスト教と他宗教とのバランスの問題である。英國が多宗教の社会になったことが、1960 年代のように AS 改訂というレベルではなく、法として定められたことは、従来以上にキリスト教以外の宗教に配慮したとみなすことができる。ただそれでも 50%の時間がキリスト教に当てられることは他宗教に割かれる時間が十分でないことを同時に示しており、評価の分かれるところであろう。もう一つの論点は、オープンアプローチとのバランスである。とりわけキリスト教以外の宗教に配慮をし、その存在意義があいまいになった宗教教育の現状を改善するという方向が「宗教の知識を教える」ことを重視することになるのかどうかという点である。1988 年法の施行当初は、やはり全般的にその傾向が見られたと考えられる。それは、1994 年の通達で、シラバスは宗教や宗教的伝統、習慣、教説についての情報に限ることなく、より広い道徳的領域に宗教的文脈において広げ、人々の宗教的信条や実践が彼らの道徳問題の理解に影響を与えるような方法を含むように求められたことから知ることが出来る。（表 1、表 2 は、入手した Lewisham 及び Ealing の AS に見られ

る宗教教育の目的についての記述である。)

表1 : Lewisham の 1996 年 AS における宗教教育の目的

- ・キリスト教と英国内のその他の代表的な宗教についての知識の獲得と理解の進展
- ・信仰や価値、伝統が、個人、共同体、社会、文化に与えた影響についての理解の進展
- ・英国を代表する主要な宗教の教義を参照しながら、宗教や道徳に関わる問題について、適切な情報に基づいた合理的な判断が下せるような能力を育てるここと。
- ・精神的、道徳的、文化的及び社会的発達を促進すること
—それは、「人類の経験から生じた生に対する根本的な問いに気づかせ、それと宗教の教義とがどのように関連しているかに気づかせること」「どのような問いに、宗教の教義や実践を参照しながら、また自分の考えや経験を考慮しながら答えること」「宗教の学習を通して自分の信仰、価値、経験を振りかえること」によって行う。
- ・他者が異なる信仰を持つ権利を尊重するという他者に対する肯定的な態度、及び多宗教社会での生活に対する肯定的な態度を育てること。

表2 : Ealing の 1994 年 AS における宗教教育の目的

- ①児童生徒の自己肯定感 (self-esteem) の向上
- ②多宗教社会における理解力と寛容の精神の育成
- ③英国及びヨーロッパの歴史、文学、法律、その他諸制度におけるキリスト教の影響に対する理解とそれを尊重する心の育成
- ④児童の精神的道徳的発達の促進
- ⑤宗教教育の文脈において、児童生徒が正しい批判と評価の出来るような思考のあり方を身につけたり、異なる視点から捉えた考え方を理解しうるような心性を培う。

「宗教教育」とは何かが、今なお摸索されている中で、AS の決定はやはり大きな意味を持っている。それだけに、それは様々な社会の変化に対応することや、教育現場での実践を踏まえた上での改善に対して柔軟であることが望ましいはずである。この点について、教育文化省 (DES)、教育雇用省 (DFEE) も当然認識しており、1988 年法以降の様々な通達によって、AS の改訂を迫っている

⁶。1989 年 3 月の通達では、各 L E A に対して独自の到達目標、学習計画、評価手順を含むように指示している。

1993 年教育改革法では、1988 年 9 月 29 日以前に採択した AS を使用している L E A は 1 年以内に見直しのための AS 協議会を発足させること、1988 年 9 月以降に AS を採択した L E A は 5 年毎にそれを再検討することが定められ、実際に各地の L E A でその作業が進められている。

2. 英国における SACRE の機能

(1) SACRE の概要

1944 年以前からの歴史と、それが故の様々な課題を持つイギリスの宗教教育の現状を見る時、AS を誰が決定し、どのようにしてそれを確実に教育現場の実践にまでつなげていくのかは興味深い点である。これについて中心的役割を果たしているのが、1988 年法によって L E A ごとに必置されることになった SACRE である。

ここで予め注意する必要があるのは、SACRE と AS 協議会とは異なる組織であるという点である。実際のメンバーの中には、両者を兼務している者もいるが、AS 協議会は、あくまでも AS 作成や見直しの時のみに組織される組織であり、SACRE は恒常的な組織である。また AS 協議会の場合は全体的な合意に達しない場合、その裁定を文部大臣に要求することができるが、SACRE にはのような権利は与えられていない⁷。なお既述のように、SACRE の方は、1944 年法では任意設置であった。

SACRE の構成メンバーは、1988 年教育改革法の当初は、1944 年法で定められた AS 協議会の規定と同様にその L E A 内の英國国教会の代表、L E A の代表、教員の代表、その地域の宗教的背景に準じた国教会以外のキリスト教宗派、他宗教の代表者と定められていた。しかし、現在では 1996 年教育法の規定に従って、これに公費維持学校の学校の代表者も加わることになり、またヒューマニスト関係者も「協力者」として関与することが多い。

例えば、ロンドン近郊の Lewisham の場合、そのメンバーは表 3 のようになる⁸。国教会関係者のグループ（表 3 中のグループ B）としては、管区の宗教教育アドバイザー、初等・中等学校の教職経験者、管区の司教などが含まれる。他の宗教教派の代表者（グループ A）としては、国教会以外のキリスト教諸宗派（カソリック、黒人教会、福音主義者など）、ユダヤ教、イスラム教、ヒンズー教とシーカ教（兼任）、仏教と儒教（兼任）などが含まれている。教員の代表者の中には各団体の代表者のみでなく数校の学校長も含まれているし、L E A の立場からは各政

党や教育長なども参加している。これらの情報から SACRE の構成メンバーが多岐に渡っていることを知ることが出来る。

表3 : Lewisham SACRE のメンバー

Group A Christian denominations and other religion and religious denominations

Black-led Churches	African-Caribbean Evangelical Alliance(ACEA)
Confucian/Buddhist	Lewisham Indo-Chinese Association
Free Churches	Free Church Council(FCFC)
Independent Evangelicals	Evangelical Alliance(EA)via Lewisham Evangelical Action Partnership(LEAP)
Jewish	Board of Deputies of British Jews
Muslim	Lewisham & Kent Muslim Centre/Mosque
Roman Catholic	Diocese of Southwark Board of Education
Hindu/Sikh , etc	Black and Minority Ethnic Consultative Forum

Group B The Church of England

- RE Adviser for the Director of Education of the Diocese
- Teacher of Religious Education with Primary School Experience
- Teacher of Religious Education with Secondary School Experience
- Ordained minister of the Church of England who may be a local incumbent
- Governor of a local School , preferably a parent

Group C Teachers' Professional Associations

- Lewisham Teachers Association(National Union of Teachers)
- National Association of Schoolmasters/Union of Women Tewchers(NASUWT)
- Association of Teachers and Lecturers (ATL)
- Headteachers General Purposes Committee

Group D The LEA

- Majority Party
- Minority Party(Liberal Democrat)
- Representatove of the Director of Education
- Governor of Lewisham schools

GM Schools Representative Turnham GM School

- Co - optee Restafarian(Ethiopian World Federation , Inc)

同様にロンドン近郊の Ealing でも、表4のように（ここでは Lewisham のように LEA や英國国教会の代表者の内訳は不明だが）様々なメンバーを含んでいる。国教会以外の宗教教派の中には、自由教会派やアフロカリビアン教会、福音主義者などのキリスト教諸派、ヒンズー教、イスラム教シーア派などの名も見えるし、教員代表者も様々な団体から招聘されていることが分かる。

ここに記載されているメンバーが全て SACRE の会議に出席しているわけではないようである。Ealingの1997年7月の会議では、40名のメンバーのうち13名が欠席している。しかし、こうした多様な人々が含まれているという事実は注目に値する。事実、すべての宗教教派に、まず参加を呼びかけた点こそを重視する inspector もいた。

表4 : Ealing SACRE のメンバー

Local Education Authority Group	6名
Church of England Group	6名
Groups representing Religious Denominations other than Church of England	
Local Afro-Caribbean Churches	
Baha'i	
Buddhist	
Evangelical Alliance	
Free Church Federal Council	
Guru Ravi Dass Sabha	
Hindu	
Jewish	
Muslim	
Roman Catholic	
Sikh	
Shia Muslim	
Valmiki	
Sikh Missionary Society	(各1~2名)
Teachers Association Group	
NUT	
NAS / UWT	
NAHT	
ATL	
SHA	
PAT	(各1~2名)
Grant Maintained Schools Representative	1名
Humanist Representative	1名

(2) SACRE の機能

それでは SACRE のメンバーは実際にどのような働きをするのだろうか。SCAA から発行されている各 L E A の SACRE のレポートの分析⁹から、SACRE の活動として次のようなものを挙げることが出来る。

その第一は、宗教教育の現状の把握である。全体の 3 / 4 の SACRE が、OFSTED のレポートの分析によって L E A 内の学校の宗教教育の現状を把握している。

OFSTED は、1992 年教育法で規定されて以来、各 L E A

内の学校に順次 inspector を派遣し、数日間で各学校の実情をレポートしている。このレポートの分量は、A 4 版で 30 ページ前後から 50 ページに渡るものもあり、各学校の改善に役立てることが意図されている。レポートはインターネット等でも公開され、そこには、その学校の地域や生徒の特徴から、全般的な教育実践の質、教育目標の達成の度合い、父母との連携の実態などの学校の諸側面の紹介、さらに各カリキュラム毎のナショナルカリキュラムとの対照などが記載されている。宗教教育に直接関わるのは、カリキュラムに関する記述部分に含まれる other subjects の中の Religious Education の欄である。レポートによってその内容や分量は異なっているが、ほぼ A 4 版 1 枚程度の記述に、教育実践の水準を示す表記 (very good, better, satisfactory など) や、カリキュラムと生徒の発達との比較、生徒のモラールの高低、教育技術の開発の必要性などが記されていることが多い。

SACRE では、この「宗教教育」について直接記述した箇所はもちろんのことながら、それ以外に学校の諸側面を記した項 (Aspects of the School) に含まれる、生徒の精神的・道徳的・文化的発達に関する記述にまで広げて検討している。

第二は、宗教教育の改善に関する諸施策の実施である。その中には、宗教教育により積極的に取り組むための学校経営に関する情報の提供や、カリキュラムの改訂、ニュースレターや補助教材の発行などが含まれる。AS を補足するような資料を発行している SACRE は約半数に上る。また、多くの SACRE で教師に対する研修も実施している。その中には、生徒の精神的・道徳的・文化的発達を促進する手立てを示す学校管理者対象の研修なども見られる。

第三は、AS の見直しに関する取り組みである。1993 年教育法の規定に従って、5 年毎に AS の再検討が求められる中で、SACRE は L E A に対して AS 協議会を設置し、AS を見直すように要請している。判明しているものだけで、16 の SACRE が 1996 年度に見直し作業を進めている。

なお、既述の通り、SACRE と AS 審議会とは異なる組織である。表 5、表 6 は、Lewisham と Ealing の SACRE のメンバー構成の概略である。資料を比較すると Ealing の場合、1997 年度の SACRE メンバーとなっているメンバーもいることが明らかになった。本稿ではこの AS の改訂作業そのものに触れることは出来ないが、その作業は極めて困難であること、小規模のワーキンググループを設けて作業を進めることなどは、インタビューの中で確認された。

**表5 : Lewisham の 1996 年 AS を作成した
AS 協議会のメンバー構成（代表した立場）**

Committee A : (国教会以外の宗派・宗教)

- Rastafari
- Religious Society of Friends(Quakers)
- Baptist Churches
- Independent Evangelicals
- Judaism
- Black-led Churches
- Sikhism
- Roman Catholic Archdiocese
- Islam
- United Reformed Churches
- Buddhism/Chinese Traditional Religion/Confucianism
- Independent

Committee B : The Church of England

- C . E . Secondary School Teachers
- C . E . School Governors
- C . E . Primary School RE Teachers
- Diocesan Board Adviser , representing the Diocesan Director of Education

Committee C : (教師の団体)

- National Union of Teachers
- Lewisham Black Teachers Group
- National Association of Headteachers
- National Association of Schoolmasters/Union of Women Teachers
- Association of Teachers and Lecturers
- Secondary Headteachers Association
- Professional Association of Teachers

Committee D : LEA

- Black & Ethnic Minorities
- Majority Party(Labour)
- Minority Party(Liberal Democrat)
- Deputy Director of Education , representing the Director of Education
- Lewisham School Governors

※メンバーの増減の詳細、交替時期等は不明

**表6 : Ealing の 1994 年 AS を作成した
AS 協議会のメンバー構成**

Representing the church of England 7名(2名)

Representing Teachers' Association	7名(2名)
ATL	2名
NUT	3名(1名)
NAHT	3名(1名)
NAS / UWT	3名(2名)

Representing religious denominations other than the Church of England

Shree Guru Ravi Dass Ji Sabha	1名
Evangelical Alliance	1名
Sikh Community	2名(1名)
Roman Catholic	1名
Jewish Community	1名(1名)
Free Church Federal Council	1名
African Caribbean Churches	1名
Muslim Community	1名
Hindu Community	2名

Representing the LEA

Councillor	9名(4名)
------------	--------

※途中交替、増減もあるが、ここでは平均数を記載
※()内の数値は、1997年の SACRE との兼任者の数

これらの他に、SACRE によっては地域の保護者の宗教教育に対する理解を深めることを意図したリーフレットの発行や、レクチャーの開催を行っている。またほとんどの SACRE が L E A 内において、宗教教育や集団礼拝に対する不満を処理する機関として機能している。

Lewisham の SACRE では、OFSTED のレポートによって地域内の学校の宗教教育の現状を把握し優れた学校を表彰すること、宗教教育や集団礼拝に関する教材や情報を提供したり、実際に作成したりすること、教師のトレーニングへの関与などが活動の中心となっている。宗教教育に関する資料センターも開設されており、そこには、様々な宗教の儀式に用いられる器具などが備えられている。また、SACRE のメンバーを通じて、宗教施設への訪問や宗教者の招聘も行われるようであった。

また、宗教教育に関して保護者から意義が唱えられた場合に、その宗派の SACRE のメンバーが対処したケースも実際にあったという。年に数回という数少ないことながら、一神教であるイスラム教徒の保護者が、多神教であるヒンズー教について学ぶことに対して反対したり、「エホバの証人」の信者より他の宗教を学ぶことを認め

ないという意見が寄せられたことがあるという。子どもに、宗教教育を受けさせないことは、1870年法以来権利として認められているために問題には発展しないようだが、SACREがその不満や反対を受けることも重要な機能であることが分かる。

EalingのSACREも同様の活動を行っているようであった。1997年7月の会議の報告書¹⁰をもとに、その内容を紹介すると次のようになる。

まずOFSTEDのレポートによる現状の把握について、LEAのinspectorから報告がなされている。ある学校について、「この学校では、昨年まで宗教教育は行われていなかった。宗教教育のコーディネーターはその促進のために大変精力的な取り組みを見せた。OFSTEDのレポートはその取り組みを大いに励ますものだった」と紹介されている。SACREは、この報告を受けて、さらに教育改善が進むように校長宛てに激励の文書を送ることを決めている。また、OFSTEDから高い評価を受けた別の学校については、校長と宗教教育の担当者への表彰の意を込めた文書を出すことも決められている。

さらに、新しい教材や情報の提供については、市民教育を意図した財団法人との提携が検討されたり、ASに準拠したハンドブックの作成などが協議されている。この点について、Ealingの場合は、LEAのinspectorから、ASは5年に一度見直されるものであり、大部分の学校はASのみで十分対応できるとの説明があり、むしろ教師の力量形成をコーディネーター（による指導）や訓練プログラムによってサポートすることの方が効果的であるとの結論に達している。この力量形成の方法などについては、次回のSACREで協議することが定められ、会議を終了している。

SACREのレポートを分析したSCAAの資料、及び2つのLEAにおけるSACREの活動を紹介したが、これらを見ると、各LEAの宗教教育に責任を持つ存在としてSACREの活動を位置づけることが出来るようである。そしてこれらの活動は、期待通りに、英国の研究者からも「SACREのモニターには意味がある」とか、「多くのSACREが的確で手助けとなりうるアドバイスをしている」という評価を受けることにつながっている¹¹。

(3) SACREの抱える課題

ただ、当然ながら、これらの活動に全く問題点がないわけではない。

第一はSACREのメンバーの主体性の問題である。先のEalingの会議報告書を見た限りでは、やはり活動の中心になっているのはLEAのinspectorであるように思わ

れる。メンバーから課題が提出されることは少なく、むしろ参加者はその報告を指示するという形式になっている。その意味では、政府やLEAにとって、SACREを設置しておくことで保護者や各宗派からの異議を防ぐことを可能にする一種の逃げ道として機能しているのみではないかという疑問が生じる¹²。SACREの活動が、より実質的に展開されるためには、メンバー自身にいくつか要請されるポイントがある。

研究者からの指摘によれば、その一つは、まず自分の宗派のことのみならず、宗教教育全般のことを把握する必要性である。SACREにおける各宗派の活動について、まだ自分が代表する宗派のみにとらわれる傾向があることが指摘されている¹³。さらに「自己の組織に関わることや一般的な意見を述べるのではなく、教室の状況や手続きなどについて詳細に渡って寄与すること」も期待されている。また、世論形成に積極的に関わることによってLEAに主体的に働きかけてゆくことも望まれている¹⁴。

第2は、SACREの活動の中心をなしているOFSTEDのレポートの質に関する問題である。SACREが宗教教育の現状を把握し、各学校へ対応策をとるにあたって、OFSTEDのレポートを活用することを紹介したが、その質に問題があるケースが多い。

その背景には、OFSTEDの学校訪問が極めて短期間に行われること、予算によってはチームの中に十分な数のinspectorを組み入れることができずその中に宗教教育の専門家が含まれないこと、そもそも宗教を専門にするinspectorが（とりわけ初等学校では）少ないとなどが挙げられる。先のSCAAによるSACREのレポート分析の中でも、inspectorが訪問地域のASを十分に把握していなかったというケース、宗教教育と集団礼拝の区別がつけられていないケース、根拠の不明確な評価がなされているケースが指摘されていることが紹介されている¹⁵。実際に、Lewishamのinspectorも、手許のOFSTEDのレポートに朱筆を入れ、疑問点や誤解されたポイントを列挙していた。レポート内で使用されるタームにおいても現状の把握についても、inspector自身が理解できない点があることが多いともいう。そしてそのような場合には、OFSTEDへ異議を申し立てているとのことであった。

もちろん、OFSTEDにおいてもこうした自体を改善するための方策をとりつつある。最も直接的なアプローチとしては、inspectorの力量形成プログラムを整備することである。現在でも、既に公表されたレポートを批判的に検討する場を持ったり、授業のVTRを見てレポートを作成するという実践的な研修プログラムがあり、日本

の指導主事の力量形成と比較すれば整備されているが、より効果的なプログラムの策定が進められているようである¹⁶。さらに、従来は、OFSTEDのレポートに学校へのinspectionのチームのリーダー名しか掲載されていなかったのに対し、各分担執筆箇所の文責を明らかにしそれぞれのinspectionの責任を明らかにし、それによって、inspectionに対する緊張感を高めようとしている。

ただ、いずれにしても宗教教育の質を評価することは容易なことではない。inspectionのプロセスにおいては、生徒のノートを点検して、授業の前後でどのように考えの深まりが見られるかなどを評価しているようであるが、どこが宗教教育による成長なのかを判断することは難しく、この点の改善は容易ではないと思われる。

(4) SACRE の機能によって可能となるもの

先に見た SACRE の機能は、宗教教育にいかなる意味を持っているのだろうか。ここでは、SACRE という組織が存在すること自体の意義に触れておきたい。

その第一の意義は、多様な立場の人々が地域の宗教教育について協議し、責任を持つという点であろう。SACRE では、「その地域の実情に応じた」という規定通りにエスニシティや国教会以外の多くの宗教への配慮がなされている。1994 年に SCAA からモデルシラバスが出されたことへの反応にも、このことが表れている。このモデルシラバスに対する様々な反応のうち、イスラム教徒の子どもが過半数を超える地域のinspectorは、このシラバスでは地域の実情を生きしきれず、具体的な有効性は低いとしている。

SACRE のメンバー構成が現状で十分であるかどうかという疑問はないわけではない。例えば Lewisham の場合、SACRE でも AS 協議会でも仏教と儒教とを 1 名のメンバーに代表させている（表3、表5）。ただ、この時には、SCAA のモデルシラバスと、その作成プロセスから生まれた各宗教宗派の主張についてのレポート等を参照しながらそれを補っているようである。

むしろ、SACRE や LEA が地域の宗教教育に対する強いイニシアティブを持っていることの方を評価するべきであろう。

第二の意義は、先の意義とも重なるが、SACRE の存在自体が宗教教育の必要性を前面に押し出すことを可能にしている点である。多文化・多宗教の英国において、宗教教育の重要な意義の一つに「相互理解」という意図がある。「相手が大切にしているものを理解することなしに、相手を理解することは出来ない」と inspector は語っていた。実際に、授業の中でイスラム教徒のラマダン（断食）

を学んだキリスト教徒の子どもが、それに取り組むイスラム教徒の子どもをサポートするという傾向も見られるようである。

また、宗教を「知識」としてのみ理解する (*education about religion*) だけではなく、宗教を通して学ぶこと (*education from religion*) も目指されており、例えばイスラム教のモスクや、仏教寺院などを訪問したり、僧侶の話を聞いたりするということも積極的に行われている。全ての宗教施設を訪ねることができずに、その意味では、バランスを崩すようなことは当然あるはずだが、SACRE に多くの宗派や立場の人が参画しているため、子どもへの教育的効果の方が優先される結果になっているようである。

もちろん、この教育実践は容易ではなく、「知識」としての宗教教育に比べて宗教を通して学ぶというアプローチに自信を持てない教師もいる¹⁷。そこで、SACRE による教師への研修や教材・資料の提供などがなされるのである。

子どもが宗教について正しい知識を学ぶこと、同時にそれによって様々な宗教に関わる感性を培うこと、そうした期待が、SACRE あるいは AS 協議会の存在によって可能となっているのである。

なお、それとともに英國国教会が、従来の権威的な立場を降りて、共同作業に参加していることの意義も大きいとされることに触れておきたい。先のモデルシラバスの作成に英國国教会が関与したことは、国教会も国全体の宗教教育を考える際に、エキュメニカルな動きを支持しているという印象を与えた。この動きについては、一方でキリスト教の伝統や聖書の教義があまりにもないがしろにされているのではないかという危機感が抱かれるほどである¹⁸。

英國全体の各宗派の協力とそれを可能にする SACRE という組織の存在は、英國の宗教教育で以上のような意味を持っている。

3. 日本の宗教教育への示唆

現在日本における宗教教育の主要な担い手として考えられるのは、宗教系私立学校の「宗教」の時間である。公立学校における宗教に関わる教育は、社会科の歴史や倫理において知識教育として「宗教」を紹介すること、道徳の領域において「生命に対する畏敬」「人間の力を超えたものに対する畏敬」などのいわゆる「宗教的情操」に関わる内容のみである。しかし、英國の宗教教育の意

図の中にある「相互理解」という視点からこれを検討する時、やはり不十分であると言える。まして国際理解教育の推進などが主張される中にあっては、その重要度が増していると思われるが、その点が着目されることは殆どない。

現状の改善につながる問題提起がされにくい一つの要因は、教育行政機関及び教師の持つ「宗教教育」を敬遠したいという気持ちであろう。その端緒は、戦後間もなくの教育刷新委員会において「宗教教育は社会教育において行うべきであり、学校教育で扱うべきではない」とした南原繁らの発言に見ることも出来る¹⁹。そして例えば、山口和孝は福井県のある小学校が教育実践の中に「禅」を取り入れたことに対して「子どもの人権」の視点からその危うさを指摘している²⁰。この実践については批判的に検討すべき課題も多く含まれているが、一方で、禅宗に対する理解をより深めようとする視点、いかなる方法と手続きによれば意味のある実践につながるのかという視点は山口の課題設定の中には見られない。

SACRE に代表される英国の宗教教育に関する教育行政は、その点に大きな示唆を与えてくれる。各学校の実践は OFSTED の inspection とそのレポートがインターネットで公開されることによって、各 L E A の SACRE にも、保護者を含む全世界の人々にも明らかにされている。従って、各学校も、L E A や SACRE もその結果に責任を持つことになる。また inspection 自体に関しては、L E A の inspector が OFSTED に対してクレームをつけるというチェックーバランス機能も働いている。このことは、制約であると同時に、支持を受けるような宗教教育の実践に少なくとも日本よりは積極的に取り組むことが出来ることを示している。そして、SACRE の中で、地域の子どもの宗教教育の内容について各宗派が教育的見地から「対話」をすることによって、教師がひとりよがりに考えたり、教え込むことのみを志向したような「学校知」的なものにとどまらない宗教教育を支えることにつながっている。

同様の試みを日本で行うとすれば、例えば地方公共団体が「宗教教育」に関する懇談会を開き、教育内容について合意を求めて検討していくことになるだろう²¹。

実はそれに対する展望を描かれる試みがないわけではない。各地で設置されている「道徳教育振興会議」の中で、滋賀県の平成 9 年度のそれは、「人間の力を超えたものへの畏敬の念を深める」ことをテーマにしている²²。その中には、「高等学校段階にあっては、世界宗教とされている三つの宗教、つまりキリスト教、イスラム教、仏

教に対する公平で基本的な知的的理解を図ることが大切であると考える。これは、自己の宗教に対する態度を自己決定するためだけでなく、世界の諸民族・諸国民の風俗、習慣、人情、歴史、文化を理解するためにも必要であり、教育の国際化にとっても不可欠であろう」という記述、「学校生活や課外活動において、宗教的な雰囲気の中で自己と対峙したり、大いなるものに感動したりすることは多くある。座禅や正座に取り組んだり、深夜に無言で歩いたりすることなどが、自己を見つめるという意味からなされている例もある」などの記述が見られる。この会議は、従来から「畏敬の念」を培う教育の必要性を主張している村田昇が会長を務めたことに大きな影響を受けていると思われるが、会議の委員の中に、幼稚園長、P T A の代表、マスコミ関係者、全国佛教協議会副会長などが含まれている。この報告書がいかなる形で教育実践に応用されるか、地域住民にどう伝えられ、支持を得るのかは本稿で紹介することは出来ないが、やや共通した試みとして見守る必要がある。

これとは別に、英国の宗教教育は、宗教系私立学校の実践に対してもいくつかの示唆を与えていている。最大の示唆は、その学校が基盤とする宗教の知識あるいは「情操」のみでは不十分であるという点である。一つの宗教を知識にとどまらない部分まで扱うことによって、既成宗教の枠組みを超えた「情操」にまでアプローチすることは不可能ではないが、「他者」の理解につながる、他宗教の知識教育にもより積極的に取り組むことは求められる。また、宗教教育を行っているということ、あるいは宗教を通して社会事象を捉えようとしていること自体に満足するのではなく、英国の 1960 年代以降問われたオープンアプローチが宗教教育の意義そのものを失わせる危うさについても十分な配慮が必要となる²³。

今後の課題

本稿は英国の宗教教育における SACRE の機能を明らかにすることを試みたものであるが、いくつかのケースに対するインタビューを実施したり報告書を入手することができたとはいえ、SACRE での議論の中身を詳細に検証するに至らなかった。同様に AS 協議会の構成プロセス及び審議の内容も十分に明らかに出来なかつた。それが明らかになれば、英国の宗教教育に携わる当事者がいかなる意図で宗教教育を推進し、そこにどんな「意味」を見出しているのかを知ることが出来、日本に対するさらに重要な示唆を与えてくれるはずである。また、同時に、

こうした宗教教育に関わる教育行政のあり方が、教師や保護者、子どもにどのように受け止められているのかも将来的には探る必要がある。

本稿では教育行政機構の紹介に終始した。それは、教育内容そのものについては優れた先行研究があることを考えてのことであったが、より丁寧にシステムの分析を試みるならば、それによって英国の宗教教育においていかなる実践が可能になったのかを検討しなければならない。

それらは、今後の研究課題である。

注

- 1 本稿での英国とは、特に注記のない限り、イングランドとウェールズを指す。
- 2 柴沼晶子「イギリスの宗教教育におけるオープン・アプローチの動向」『日本比較教育学会紀要』第4号 1978年。「英国の公立学校における宗教教育－宗教教育の教育的意義づけをめぐって」『日本大学精神文化研究所紀要』第12集、1981年。「最近のアグリード・シラバスから見たイギリスの宗教教育の動向」同上、第12号、1986年。柴沼晶子・新井浅浩「英国の教育改革法後の宗教教育と人格教育」『比較教育学研究』第21号、1995年。同「英国の1988年教育改革法後の公立学校における宗教教育と人格教育（PSE）に関する基礎研究」『敬和学園大学研究紀要』第5号、1996年。同「イギリスにおける1988年教育改革法後の宗教教育と人格教育（PSE）－SCAAのモデルシラバスと National Forum for Values in Education and the Communityへの展開」（日本比較教育学会第33回大会自由研究発表資料）、1997年。など
- 3 1870年法以来の退出権の保障は、1944年法でも継続しているが、ここでは詳述しない。
- 4 但し、柴沼の整理によれば、LEAが独自のASを作成したわけではなく、1954年当時でも他のLEAのものを採択している地域が極めて多かった。（柴沼「最近のアグリード・シラバスから見たイギリスの宗教教育の動向」）
- 5 宗教教育もナショナルカリキュラムに盛り込むべきという主張もあったが、政治的背景から実現しなかったようである。
- 6 この辺りの経緯についても柴沼晶子・新井浅浩「英国の教育改革法後の宗教教育と人格教育」が紹介している。
- 7 Edwin Cox “Standing Advisory Councils on Religious Education, Reforming Religious Education” 1989 pp.53-54
- 8 Lewisham Education and Community Services のパンフレット The Standing Advisory Council on Religious Education
- 9 SCAA “Analysis of SACRE Reports” 1997
- 10 EalingのRoger Butler氏から入手した資料による
- 11 Edwin Cox ibid.
- 12 実際に現在の宗教教育に対するイスラム教徒からの反応の中に、むしろ学校の宗教教育はキリスト教で行うことに定め、別のところでイスラム教の宗教教育をきちんと施すべきであるという指摘もある（“British Journal of Religious Education 16”）。
- 13 (“British Journal of Religious Education 19”).
- 14 Edwin Cox ibid.
- 15 SCAA ibid.
- 16 OFSTED のinspector Barbara氏への取材から
- 17 SCAA ibid.
- 18 TES 1997 1207 より
- 19 『教育刷新委員会議事録』 岩波書店 1997年。
- 20 山口和孝『新教育課程と道徳教育』エイデル研究所、1993年。
- 21 道徳教育に対する国民的合意の必要性に関する主張は、既に藤田昌士によってなされているが実現していない。宗教教育についても必要性及び現状は同様である。（藤田昌士『道徳教育』エイデル研究所 pp.58-59）
- 22 『平成9年度滋賀県学校道徳教育振興会議報告』（1998年1月29日発行）
- 23 宗教系私立学校の実践例は、拙稿「宗教系私立学校の宗教教育の理念に関する研究」で紹介した。拙稿のもととなる日本教育学会（1997年8月）での発表時に、宗教系私立学校の宗教教育と公立学校の「道徳」の違いは何かという質問をいただいた。宗教系私立学校の宗教教育を考える上での課題は正にこの質問と重なっている。英国では、宗教教育はお互いの内面について深く考えることを目指し、社会事象をターゲットにしたもののは、Personal Social Education (PSE) と区別している。1960年代の内容変更時の一旦は「宗教教育」のカテゴリーに含めた社会的な問題をPSEとして区分したことと、94年1月の通達との関連など、日本の宗教系私立学校の宗教教育の「意味」を探る必要は痛感しているが、本稿以降の課題としたい。